

新潟市保育所等副食費徴収免除事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第56号)第13条第4項第3号に規定する副食費の徴収免除に係る取扱いについて必要な事項を定める。

(対象児童)

第2条 事業の対象者は、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条に規定する教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どものうち、以下のいずれかに該当する子どもとする。

(1) 第3子以降算定基準子ども(子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合に、第3子以降算定基準子ども(その出生の最も早いものから数えて第3子以降のものに限る。)で、次に掲げるものを除く。

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39条。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第4項第3号イの(1)及び(2)に規定する教育・保育給付認定子ども。

イ 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)及び(2)に規定する第3子以降の子ども。

ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども。

(2) 負担額算定基準子どものうち、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則(平成27年規則第53号)においてD2B階層に該当する2番目の年長者である者で、(1)に該当する者を除く子ども。

(3) その他市長が必要と認める子ども。

(事業の実施)

第3条 事業の実施に当たっては、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算

定に関する基準等」(平成 27 年内閣府告示第 49 号。)の規定に準じる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月25日より施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 2 第2条第2項に該当する子どもについては、令和元年10月1日から令和2年8月31日までを事業対象とみなす。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。